

様式第2号 1-②【(1) 実務経験のある教員等による授業科目の配置】

学校名	慈恵看護専門学校
設置者名	公益社団法人 東京慈恵会

課程名	学科名 分野別/科目名	実務経験のある教員等による 授業科目の単位数 または授業時数	省令で定める基準単位数 または授業時数
看護師3年課程	基礎看護学	看護学概論	1単位 30時間
		看護基本技術	1単位 30時間
		日常生活の援助技術	1単位 30時間
		診療に伴う援助技術	1単位 30時間
		日常生活の援助技術演習	1単位 45時間
		診療に伴う援助技術演習	1単位 45時間
		フィジカルアセスメント	1単位 15時間
		看護過程の展開	1単位 30時間
		看護における臨床判断1	1単位 15時間
		看護における臨床判断2	1単位 15時間
		看護の変遷	1単位 30時間
		基礎看護学実習1	1単位 45時間
	専門分野	基礎看護学実習2	2単位 90時間
		地域・在宅看護概論	1単位 15時間
		地域・在宅看護の実際	1単位 15時間
		訪問看護の実際	1単位 15時間
		在宅療養を必要とする対象の看護	1単位 15時間
		在宅看護技術演習	1単位 15時間
		在宅における看護過程	1単位 15時間
		地域・在宅看護論実習1	1単位 30時間
	成人看護学	地域・在宅看護論実習2	2単位 90時間
		成人看護学概論	1単位 30時間
		急性期看護	1単位 30時間
		周手術期看護	1単位 30時間
		慢性期看護	1単位 30時間
		リハビリテーション看護	1単位 30時間
		緩和・終末期看護	1単位 30時間
		成人・老年看護学実習1	2単位 90時間
	老年看護学	成人・老年看護学実習3	2単位 90時間
		老年看護学概論	1単位 30時間
		高齢者の健康を支える看護	1単位 30時間
		健康障害のある高齢者の看護	1単位 30時間
		長期に療養する高齢者の看護	1単位 30時間
		成人・老年看護学実習2	2単位 90時間
		成人・老年看護学実習4	2単位 90時間

* 令和2年10月30日 医政発1030第1
看護師等養成所の運営に関する指導ガイドライン
(平成27年3月31日・医政発0331第21号)一部改正
に基づき、

専門分野 全66単位のうち
基礎看護学 講義11単位中 11単位を
臨地実習3単位中 3単位を
すべてに配置

同上*に基づき
専門分野 全66単位のうち
地域・在宅看護論 講義6単位中 6単位を
臨地実習3単位中 3単位を
すべてに配置

同上*に基づき、
専門分野 全66単位のうち
成人看護学 講義6単位中 6単位を
臨地実習4単位中 4単位を
すべてに配置

同上*に基づき、
専門分野 全66単位のうち
老年看護学 講義4単位中 4単位を
臨地実習4単位中 4単位を
すべてに配置

課程名	学科名 分野別/科目名		実務経験のある教員等による 授業科目的単位数 または授業時数	省令で定める基準単位数 または授業時数
看護師3年課程	小児看護学	小児看護学概論	1単位 30時間	同上*に基づき 専門分野 全66単位のうち 小児看護学 講義4単位中 3単位を 臨地実習2単位中 2単位を配置
		小児の疾患と治療	1単位 15時間	
		健康障害を持つ子どもと家族の看護	1単位 30時間	
		小児看護技術演習	1単位 15時間	
		小児看護学実習	2単位 90時間	
	母性看護学	母性看護学概論	1単位 15時間	同上*に基づき 専門分野 全66単位のうち 母性看護学 講義4単位中 4単位を 臨地実習2単位中 2単位を すべてに配置
		ライフサイクル各期の看護	1単位 15時間	
		妊婦・産婦の看護	1単位 30時間	
		褥婦・新生児の看護	1単位 30時間	
		母性看護学実習	2単位 90時間	
	精神看護学	精神看護学概論	1単位 30時間	同上*に基づき 専門分野 全66単位のうち 精神看護学 講義4単位中 3単位を 臨地実習2単位中 2単位を配置
		精神疾患と治療	1単位 15時間	
		精神障害のある対象の看護	1単位 30時間	
		精神看護技術演習	1単位 15時間	
		精神看護学実習	2単位 90時間	
	看護の統合と実践	看護管理と国際・災害看護	1単位 30時間	同上*に基づき 専門分野 全66単位のうち 看護の統合と実践 講義4単位中 4単位を 臨地実習3単位中 3単位を すべてに配置
		医療安全と臨床看護技術	1単位 30時間	
		看護研究	1単位 30時間	
		看護の統合	1単位 30時間	
		統合実習	3単位 135時間	

※全102単位中、専門分野66単位のうち64単位に実務経験のある教員を配置。

※網掛けは実務経験のある教員による教科から除く。